

社会保険手続および社会保険料の 算出方法について

2017年4月20日
投資等WG専門委員
村上文洋

1. 社会保険手続について

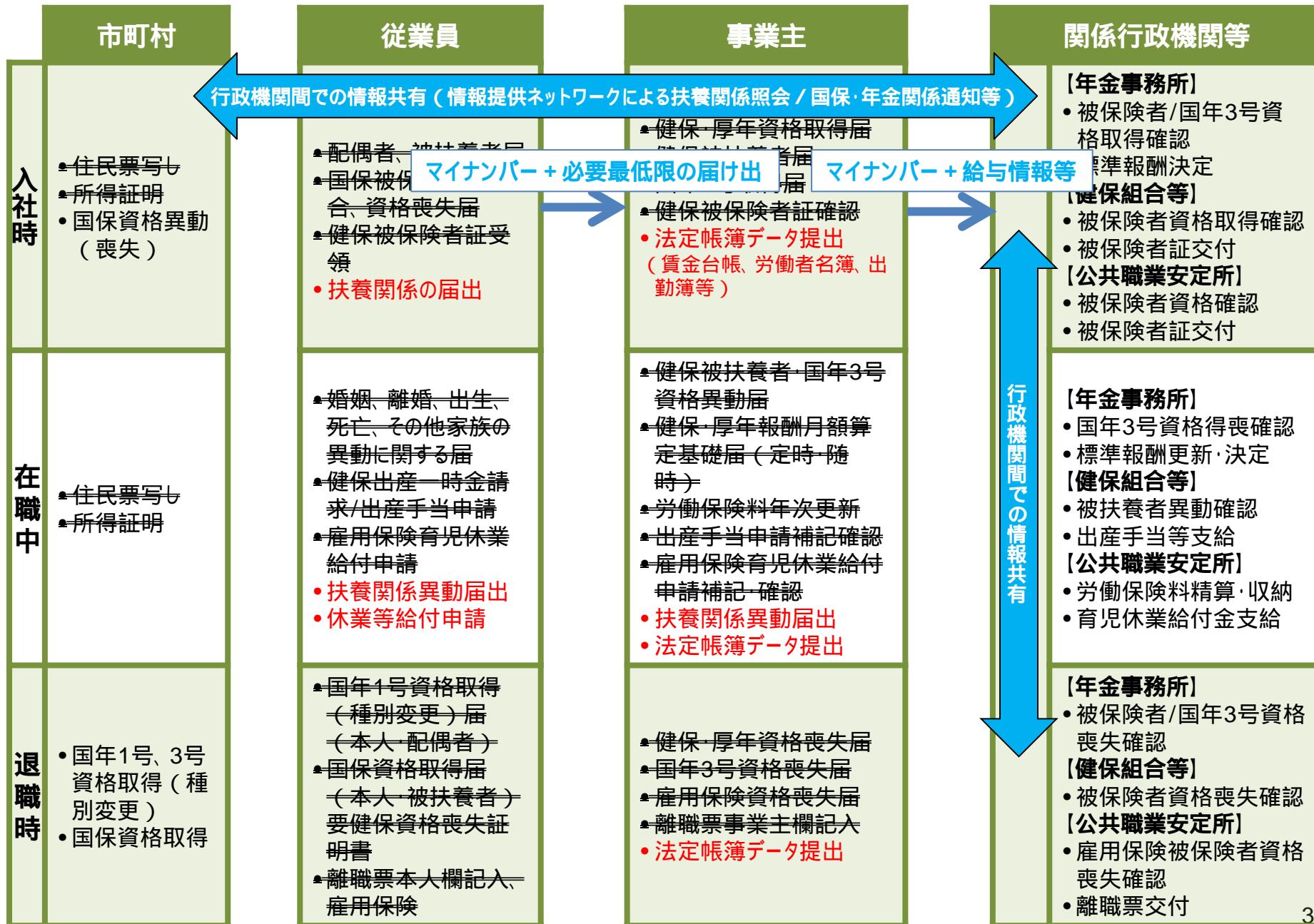
(1) 社会保険手続の課題

I 提出する書類（情報）が多く、同じような書類を複数に提出するなど、従業員、事業主双方にとって課題となっている。



(2) 社会保険手続の解決策(案)

「ワンストップ」の考え方に基づき、一度提出させた情報は二度提出させない。行政機関間の情報共有で対応する。



2. 社会保険料の算出方法について

(1) 社会保険料算出方法の課題

- | 社会保険種別により保険料の計算方法が異なり、企業の負担となっている。
- | 特に標準報酬月額表に基づく保険料の算出は、紙の時代の制度をひきつっており、デジタル化を前提に制度の簡素化を図る必要がある。

表 現在の保険種別ごとの保険料計算方法の違い

保険種別		支払先	保険料計算方法
社会保険	健康保険	健康保険組合	<ul style="list-style-type: none">・4-6月の賃金をもとに、保険料額表を用いて等級及び標準報酬月額を確認し、保険料率を乗じて保険料を算出。・賞与については千円未満を切り捨てた標準賞与額に保険料率を乗じて保険料を算出。・昇給等により標準報酬月額の等級が上下に2ランク以上変動した場合は、報酬月額変更届（月変）を出す必要がある。
	介護保険	健康保険組合	<ul style="list-style-type: none">・標準報酬月額及び標準賞与額に介護保険料率を乗じて算出。
	厚生年金保険	年金機構	<ul style="list-style-type: none">・健康保険と原則同じ。ただし等級及び標準報酬月額の上限及び下限が異なる。 子ども・子育て拠出金も合算で支払う（事業主負担のみ）。標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.2%）を乗じて算出。
労働保険	雇用保険	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none">・賃金総額に雇用保険料率を乗じて算出。
	労災保険	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none">・賃金総額に労災保険料率を乗じて算出。事業主負担のみ。・雇用保険と労災保険は合算してまとめて支払い。

(2)社会保険料算出方法の統一・簡素化(案)

- | 標準報酬月額は、紙の時代には便利さもあったかもしれないが、人事給与管理がデジタル化された現在においては、むしろ手間となっている。賃金・賞与に、各社会保険の料率を乗じて保険料を算出する方式に統一し、事業主の負担を軽減する。

表 保険料計算方法の統一・簡素化

保険種別	支払先	保険料計算方法(現状)	改善案
社会保険	健康保険 健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 4-6月の賃金をもとに、保険料額表を用いて等級及び標準報酬月額を確認し、保険料率を乗じて保険料を算出。 賞与については千円未満を切り捨てた標準賞与額に保険料率を乗じて保険料を算出。 昇給等により標準報酬月額の等級が上下に2ランク以上変動した場合は、報酬月額変更届(月変)を出す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金・賞与に、源泉徴収と同じように、各保険の料率を乗じて保険料を算出・支払い
	介護保険 健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬月額及び標準賞与額に介護保険料率を乗じて算出。 	
	厚生年金 保険 年金機構	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険と原則同じ。ただし等級及び標準報酬月額の上限及び下限が異なる。 子ども・子育て拠出金も合算で支払う(事業主負担のみ)。標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.2%)を乗じて算出。 	
労働保険	雇用保険 労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> 賃金総額に雇用保険料率を乗じて算出。 	
	労災保険 労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> 賃金総額に労災保険料率を乗じて算出。事業主負担のみ。 雇用保険と労災保険は合算してまとめて支払い。 	